

○ 石川県警察情報管理業務監査実施要領の改正について

〔 令和5年3月28日付け情甲達第77号
石川県警察本部長から部課署長宛 〕

石川県警察情報管理業務監査実施要領

1 目的

この要領は、石川県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令(令和5年石川県警察本部訓令第9号。)第5条第2項の規定に基づき、システム総括責任者が実施する情報管理業務監査(2において「監査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 監査の種類

監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

3 通常監査

(1) 通常監査の実施

システム総括責任者は、対象業務に関係のある所属に対し、石川県警察情報管理システム(警察共通基盤システム及び警察庁情報管理システムであって石川県警察と接続されているものを含む。以下同じ)による処理に係る情報の取扱状況全般について、通常監査を実施するものとする。

(2) 通常監査の実実施計画

ア システム総括責任者は、年度ごとに、当該年度における通常監査の実実施計画を定め、石川県警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を得るものとする。

イ 通常監査の実実施計画には、対象となる所属、監査項目及び実施要領を含むものとする。

(3) 監査官等の指名

ア システム総括責任者は、通常監査の対象となる石川県警察情報管理システムに係る情報の取扱状況に関する実地調査(以下「実地調査」という。)を行うため、警務部所属の課長補佐以上の職にある職員の中から監査官を指名するものとする。

イ システム総括責任者は、監査官を補佐する職員を情報管理課又は関係所属の中から監査補佐官を指名することができる。

(4) 監査官等の権限

監査官及び監査補佐官は、実地調査を実施するため必要と認められるときは、通常監査の対象となる所属の職員に対し、説明、資料の提出若しくは指定する日時及び場所に出頭することを求め、又は当該所属の施設に立ち入ることができる。

(5) システム総括責任者への報告

実地調査を終了したときは、監査官は、意見を付してその結果を速やかにシステム総括責任者に文書で報告しなければならない。

(6) 改善を求める事項等の通知

システム総括責任者は、実地調査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項を当該通常監査の対象となった所属長に通知するものとする。

(7) 所属長の執るべき措置

(6)の通知を受けた所属長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執り、その結果をシステム総括責任者に報告しなければならない。

(8) 本部長への報告

システム総括責任者は、実地調査の結果及び(6)の規定により所属長に通知した事項並びに(7)の規定により所属長が執った措置について、本部長に報告するものとする。

4 特別監査

(1) 特別監査の実施

システム総括責任者は、特に必要があると認める場合には、特別監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を定め、本部長の承認を得て特別監査を実施するものとする

(2) 通常監査に関する規定の準用

3(3)から3(8)までの規定は、特別監査について準用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。